

# 児童虐待予防に対する地域組織住民の要望 — 対応経験の有無と地域組織的立場との関連から —

東 博文\*, 恒松ちひろ\*\*

## Desires of residents in community organizations regarding prevention of child maltreatment: Based on relationships between experience of responses and the standpoint of community organizations

Hirofumi HIGASHI\*, Chihiro TSUNEMATSU\*\*

### Abstract

In the present study, we conducted a questionnaire survey regarding child maltreatment on welfare officers, child welfare workers, and school staff living in areas under the jurisdiction of Kumamoto-ken Hitoyoshi Health Center in order to determine needs in child maltreatment prevention from the perspective of residents in community organizations.

A total of 686 subjects were investigated, and the distribution of subjects was roughly proportional to that of the population of each area. Cross analysis was used to investigate relationships between encounter with cases of child maltreatment and personal attributes, perception of maltreatment, and coping strategies. The following results were obtained:

- 1) Most of the subjects were in their 30s to 50s, and there were almost twice as many women as men.
- 2) Encounter with cases of child maltreatment was significantly related to school-related cases in men and to welfare officers and child welfare workers in women.
- 3) Strong relationships to perception of partial revision of the Child abuse prevention law were observed in both men and women, with odds ratios of 1.7 to 4.0.
- 4) No significant relationships were observed for perception of the causes of child maltreatment. However, regarding perception of the effects of maltreatment on children, a significant relationship was observed for intellectual development in women.
- 5) In both men and women, no significant relationships were observed for environmental causes of child maltreatment such as economic hardship and marital strife. However, regarding contact information, significant relationships for municipal offices and public institutions were observed in men.
- 6) No significant relationships were observed for notable points at detection of child maltreatment or the individual reporting information. Highly significant relationships were observed for participation in arrangements, cooperation, and meetings relating to child maltreatment prevention networks, with odds ratios of 2.4 to 6.4 in both men and women.
- 7) As for the suffering associated with encountering cases of maltreatment, significant relationships were observed for problems related to privacy and common understanding in both men and women, with odds ratios of 0.5 to 1.6.
- 8) Regarding the responses of individuals and institutions to child maltreatment, significant relationships were observed for investigation of family environment in women and for other responses in both men and women. However, these other responses were not specified and could not be investigated.

---

\* 鹿屋体育大学スポーツライフスタイル・マネジメント系

\*\* 熊本県宇城保健所

9) Although no significant relationships were observed for points of improvement in the Child abuse prevention law in both men and women, a highly significant relationship was observed for implementation of seminars, with odds ratios of 6.2 for men and 9.1 for women.

These results indicate that measures required for preventing maltreatment in the investigated areas in the future include frequent implementation of lectures and training regarding the current condition and prevention of child maltreatment, coping strategies for actual cases, protection of privacy, and other issues for school staff, welfare officers and child welfare workers based in the community. In addition, regarding contact information for cases of child maltreatment, establishment of networks and facilities specially built in consideration of the important role played by municipal offices was considered highly necessary.

**KEY WORDS** : children, maltreatment, encounter, experience, response, community, organization, group, desire

## I. 目的

近年、児童虐待はテレビ、新聞やマスコミなどを通じて盛んに取り上げられ、世間を騒がしている。このような現況に対して厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) でも見られるように平成12年11月「児童虐待の防止等に関する法令：児童虐待防止法」を施行している。しかし、子どもの生命が奪われる等の重大な児童虐待事件が後を絶たない状況にある。厚生労働省が毎年行っている児童相談所への児童虐待相談件数調査は、図1に示すように平成15年度には2万6千件を超えている。このような児童虐待問題は、依然として減少せず、早急に取り組むべき社会全体の課題と言える。同法の附則では、施行後3年を目途として、その施行状況等を勘案した検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるもの

とされている。このため一部を改正し、資料1に示すような新しい「児童虐待の防止等に関する法律：児童虐待防止法」が平成16年10月に施行された。

その後も児童虐待に関する相談対応件数は、依然として増加し、その内容も専門的な援助を必要とするケースが増えているのが現状である。特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要である。しかし、地域組織的立場にある当事者の児童虐待に遭遇、あるいは対応した経験の有無は、今後の児童虐待予防支援に極めて重要な要因を含んでいる可能性がある。

本研究目的は、対象地域の児童虐待に注目し、

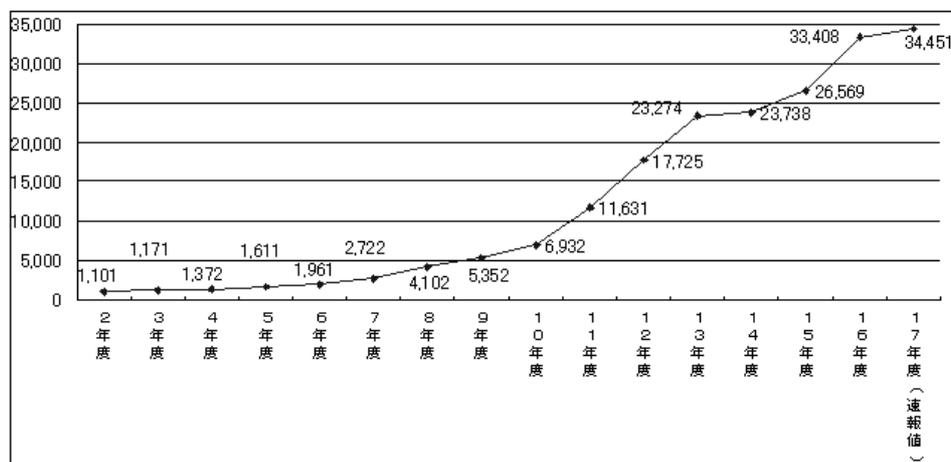


図1 児童相談件数の推移 (全国)

地域組織的立場にある人々の児童虐待への遭遇, あるいは対応経験の有無の実態を把握すると共に, 組織的立場, 把握された虐待要因, 虐待に関連する知識などとの関連要因, 並びに地域組織的立場にある人々が児童虐待予防に対してどのようなニーズにあるかを明らかにすることとした。

資料 1 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律 (概要)

<p>1 児童虐待の定義の見直し</p> <p>[1] 保護者以外の同居人による児童虐待と同様の行為を保護者によるネグレクトの一類型として児童虐待に含まれるものとする。</p> <p>[2] 児童の目の前でドメスティック・バイオレンスが行われること等, 児童への被害が間接的なものについても児童虐待に含まれるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体の責務の改正</p> <p>[1] 児童虐待の予防及び早期発見から児童虐待を受けた児童の自立の支援まで, これらの各段階に国及び地方公共団体の責務があることを明記するものとする。</p> <p>[2] 国及び地方公共団体は, 児童虐待の防止に寄与するよう, 関係者に研修等の必要な措置を講ずるとともに, 児童虐待を受けた児童のケア並びに保護者の指導及び支援のあり方その他必要な事項について, 調査研究及び検証を行うものとする。</p>
<p>3 児童虐待に係る通告義務の拡大</p> <p>児童虐待を受けたと思われる児童を通告義務の対象とし, 現行法よりもその範囲を拡大するものとする。</p> <p>4 警察署長に対する援助要請等</p> <p>[1] 児童相談所長又は都道府県知事は, 児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から, 必要に応じ適切に, 警察署長に対し援助を求めなければならないものとする。</p> <p>[2] [1] の援助を求められた警察署長は, 必要と認めるときは, 速やかに, 所属の警察官に, 必要な措置を講じさせるよう努めなければならないものとする。</p> <p>5 面会・通信制限規定の整備</p> <p>保護者の同意に基づく施設入所等の措置が行われている場合についても, 児童との面会・通信を制限できることを意図した規定を整備するものとする。</p> <p>6 児童虐待を受けた児童等に対する支援</p> <p>児童虐待を受けたために学業が遅れた児童への施策, 進学・就職の際の支援を規定するものとする。</p> <p>7 施行期日</p> <p>この法律は, 平成16年10月1日から施行するものとする。</p>

## II. 対象及び方法

調査対象の熊本県人吉保健所の管轄地域は, 人吉市, 水上村, 錦町, 相良村, 多良木町, 五木村, 湯前町, 山江村, あさぎり町, 球磨村の1市4町5村からなり, これらの地域から児童福祉に関連した組織的立場にある20歳~70歳の686名 (男性 283名 女性 403名) を対象に, ほぼ1ヶ月間の留置法によるアンケート調査 (巻末に添付) を行った。

本調査は, 平成18年2~3月に熊本県人吉保健所の健康づくり事業の参考資料を得るために実施されたものである。したがって, 本研究は当所長並びに担当保健師の解析検討依頼に基づいている。全回収質問票は, HALWIN データとして入力保存, データの加工 (統計解析ではアイテムに対するカテゴリーを併合, 素集計, 児童虐待に遭遇あるいは経験の有無と, 所属機関や資格などをクロス解析した。結果は, 度数とその95%信頼区間やカテゴリー間の関連性を示すオッズ比とその95%信頼区間で表示した。

## III. 結果

### (1) 対象者の各属性別分布の比較

#### 1) 対象者の性・年齢階級, 居住地分布の比較

表1は, 本調査対象者の年齢10歳階級及び居住地分布を性別に表示している。対象者数は, 男が283名 (41.3% 95%CL: 37.6, 44.9), 女が403名 (58.8% 95%CL: 55.1, 62.4) の合計686名で, 女の方が有意に高い割合を示している。

年齢階級別分布は, 30歳台から50歳台に性差を認めないが, 20歳台においては女の割合が有意に高く, 60歳台では男の割合が有意に高い。

居住地は, 10地区であるが, 中でも人吉市は35.7%を占め有意に最も高い割合を占めている。次ぐあさぎり町は20.0%を占めることから, この2地区で対象者の5割以上を占めている。最も低い割合を示す五木村は0.7%に過ぎない。他の地区は

表1 性・年齢階級・居住地別対象者の分布

区分	全			男			女			
	n	%	95%CL	n	%	95%CL	n	%	95%CL	
年齢	20歳未満	2	0.3	( 0.0 , 0.7)	1	0.4	( 0.0 , 1.0)	1	0.2	( 0.0 , 0.7)
	20～29歳	57	8.3	( 6.2 , 10.4)	11	3.9	( 1.6 , 6.1)	46	11.4	( 8.3 , 14.9)
	30～39歳	101	14.7	(12.1 , 17.4)	35	12.4	( 8.5 , 16.2)	66	16.4	(12.8 , 20.0)
	40～49歳	163	23.8	(20.6 , 27.0)	59	20.8	(16.1 , 25.6)	104	25.8	(21.5 , 30.1)
	50～59歳	189	27.6	(24.2 , 30.9)	68	24.0	(19.1 , 29.0)	121	30.0	(25.6 , 34.5)
	60～69歳	134	19.5	(16.6 , 22.5)	84	29.7	(24.4 , 35.0)	50	12.4	( 9.2 , 15.6)
	70歳以上	40	5.8	( 4.1 , 7.6)	25	8.9	( 5.5 , 12.1)	15	3.7	( 1.9 , 5.6)
居住地	人吉市	245	35.7	(32.1 , 39.3)	114	40.3	(34.6 , 46.0)	131	32.5	(28.0 , 37.1)
	錦町	57	8.3	( 6.2 , 10.4)	13	4.6	( 2.2 , 7.0)	44	10.9	( 7.9 , 14.0)
	多良木町	69	10.0	( 7.8 , 12.3)	30	10.6	( 7.0 , 14.2)	39	9.7	( 6.8 , 12.6)
	湯前町	34	5.0	( 3.3 , 6.6)	14	5.0	( 2.4 , 7.5)	20	5.0	( 2.8 , 7.1)
	水上村	34	5.0	( 3.3 , 6.6)	10	3.5	( 1.4 , 5.7)	24	6.0	( 3.6 , 8.3)
	相良村	39	5.7	( 4.0 , 7.4)	13	4.6	( 2.2 , 7.0)	26	6.5	( 4.1 , 8.9)
	五木村	5	0.7	( 0.1 , 1.4)	3	1.0	( 0.0 , 2.3)	2	0.5	( 0.0 , 1.2)
	山江村	22	3.2	( 1.9 , 4.5)	13	4.6	( 2.2 , 7.0)	9	2.2	( 0.1 , 3.7)
	球磨村	41	6.0	( 4.2 , 7.8)	23	0.8	( 4.9 , 11.3)	18	4.5	( 2.5 , 6.4)
	あさぎり町	137	20.0	(17.0 , 23.0)	50	17.7	(13.2 , 22.1)	87	21.6	(17.6 , 25.6)

表2 対象者の所属機関及び資格別分布の性比較

区分	全			男			女			
	n	%	95%CL	n	%	95%CL	n	%	95%CL	
所属機関	民生・児童委員	176	25.7	(22.4 , 29.0)	90	31.8	(26.4 , 37.2)	86	21.4	(17.4 , 25.4)
	教育関係者	388	56.6	(52.9 , 60.4)	121	42.8	(37.0 , 48.5)	267	66.4	(61.8 , 71.0)
	公共機関者	98	14.3	(11.7 , 16.9)	57	20.1	(15.5 , 24.8)	41	10.2	( 7.2 , 13.2)
資格	民生・児童委員	195	29.1	(25.7 , 32.4)	105	37.4	(31.7 , 43.0)	90	23.1	(18.9 , 27.3)
	保育士	172	25.6	(22.3 , 28.9)	0	0.0	( 0.0 , 0.0)	172	44.1	(39.2 , 49.0)
	教育関係者	185	27.6	(24.2 , 31.0)	109	38.8	(33.1 , 44.5)	76	19.5	(15.6 , 23.4)
	公共機関者	118	17.6	(14.7 , 20.5)	66	23.5	(18.5 , 28.4)	52	13.4	(10.0 , 16.7)

3～10%の割合であるが、性差が認められる地区は錦町であり、男のほぼ2倍を女で占めている。しかし、他の9地区は性別割合に有意差を認めないことから、相対的な地域間の性差は極めて少ない状況にある。

## 2) 対象者の所属機関及び資格別分布の性比較

表2は、対象者の所属機関と資格別分布を性別に表示している。所属機関では教育関係者が56.6%を占め、有意に最も高い割合を示している。性別に比較すると、有意に女の方が高く、女が66.4%を占めている。一方の民生・児童委員や公共機

関者は有意に男の方が高い割合を占めている。

資格別では、公共機関者が他に比べて有意に低い割合の17.6%を占め、他は3割弱でほぼ均等な割合を示している。性別では、保育士の場合が全て女であり、その他の資格は男が有意に高い割合を示している。

## (2) 児童虐待に遭遇した経験と種々の社会的環境との関係

### 1) 所属機関との関係

表3は、対象者が所属する機関として民生・児童委員会、学校関係、公共機関を取り上げ、それ

表3 所属機関との関係

項目	全 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	男 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	女 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)
民生・児童会	676	0.8(0.6, 1.1)	0.1877	281	0.4(0.3, 0.8)	0.0017	395	1.3(0.8, 2.2)	0.2908
学校関係	676	1.3(0.9, 1.7)	0.1364	281	2.1(1.2, 3.5)	0.0032	395	0.9(0.6, 1.4)	0.7311
公共機関	676	0.7(0.4, 1.1)	0.1055	281	0.8(0.4, 1.5)	0.4619	395	0.6(0.3, 1.1)	0.0782

表4 取得資格との関係

項目	全 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	男 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	女 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)
民生・児童委員	661	1.0(0.7, 1.4)	0.9697	279	0.5(0.3, 0.9)	0.0151	382	1.8(1.1, 3.1)	0.0176
保育士	662	0.8(0.6, 1.2)	0.2305	279	・・・	・・・	383	0.8(1.5, 1.2)	0.2235
学校関係者	662	1.5(1.0, 2.1)	0.0258	279	1.7(1.0, 2.9)	0.0277	383	1.3(0.7, 2.2)	0.3617
公共機関者	661	0.8(0.5, 1.2)	0.2158	279	1.1(0.6, 2.3)	0.6931	382	0.5(0.3, 0.9)	0.0218

表5 平成16年4月に児童虐待防止法が一部改正されたことの認識関係

項目	全 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	男 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	女 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)
同居人による虐待放置 がネグレクトに追加	674	3.1(2.2, 4.5)	0.0000	279	2.3(1.3, 4.0)	0.0019	395	4.0(2.4, 6.6)	0.0000
間接的虐待も心理的虐待に追加	668	2.2(1.6, 3.1)	0.0000	276	1.7(1.1, 2.9)	0.0314	392	2.6(1.7, 4.1)	0.0000
虐待されたと思われる 児童までの通告義務	666	2.1(1.4, 3.0)	0.0000	277	1.7(0.9, 3.1)	0.0857	389	2.3(1.4, 3.6)	0.0002

との関連を性別にオッズ比で表示している。全体では民生・児童委員会がオッズ比0.8, 学校関係がオッズ比1.3, 公共機関がオッズ比0.7を示した。しかし, 有意水準5%に達していないことから, これらに関連性は全く認められない状況である。

一方性別では, 男の民生・児童委員会がオッズ比0.4, 学校関係がオッズ比2.1を示し, いずれも有意な関連性が認められる。また, 女の公共機関がオッズ比0.6を示し, 有意な関連性が認められる。

## 2) 資格との関係

表4は, 対象者の資格として民生・児童委員, 保育士, 学校関係者, 公共機関者を取り上げ, それとの関連を性別にオッズ比で表示している。全体では学校関係者だけがオッズ比1.5を示し, 有意な関連性が認められる。性別では, 男の民生・児童委員がオッズ比0.5, 学校関係者がオッズ比

1.7, 女の民生委・児童委員がオッズ比1.8, 公共機関者がオッズ比0.5を示し, いずれも有意な関連性が認められる。男は保育士の有資格者0人のため, 算出されていない。

## 3) 平成16年4月に児童虐待防止法が一部改正された認識との関係

表5は, 対象者が児童虐待防止法の一部改正された内容として3つの質問を取り上げ, その認識の関係を性別にオッズ比で表示している。全体では, いずれの項目も有意な関連性が認められ, それらのオッズ比は2.1~3.1を示している。性別では, 女の「虐待されたと思われる児童までの通告」がオッズ比2.3を示し, 有意な関連性が認められる。男では「同居人による虐待放置がネグレクトに追加」がオッズ比2.3, 「間接的虐待も心理的虐待に追加」がオッズ比1.7を示し, いずれも有意な関連性が認められる。

表6 児童虐待の中で最も多いと思われる行為の関係

項目	全 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	男 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	女 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)
身体的虐待	641	0.7(0.5, 1.0)	0.0183	266	0.7(0.4, 1.1)	0.0991	375	0.7(0.4, 1.1)	0.0783
性的虐待	641	0.6(0.1, 2.3)	0.4695	266	0.4(0.0, 5.1)	0.3862	375	0.8(0.1, 5.1)	0.7962
ネグレクト	641	1.4(1.0, 2.0)	0.0283	266	0.4(0.9, 2.4)	0.1435	375	1.4(0.9, 2.2)	0.0928
心理的虐待	641	1.2(0.7, 2.0)	0.5187	266	1.2(0.5, 2.9)	0.5734	375	1.1(0.6, 2.2)	0.7109

表7 主たる虐待者との関係

項目	全 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	男 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	女 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)
実父	667	0.9(0.6, 1.4)	0.7760	275	0.8(0.5, 1.5)	0.5229	392	1.0(0.6, 1.9)	0.9011
実母	667	1.4(1.0, 2.0)	0.0288	275	1.9(1.2, 3.2)	0.0070	392	1.2(0.7, 1.8)	0.4959
同居人	667	0.7(0.4, 0.9)	0.0187	275	0.5(0.3, 0.9)	0.0133	392	0.8(0.5, 1.3)	0.3189

表8 虐待の要因が親側及び子ども側にあると思われるものとの関係

項目	全 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	男 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	女 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)
育児不安・負担	662	1.0(0.7, 1.4)	0.9271	271	1.3(0.8, 2.2)	0.3202	391	0.8(0.5, 1.3)	0.3674
親が虐待を受け てきた経験	662	1.3(0.9, 1.8)	0.1829	271	1.4(0.7, 2.5)	0.2717	391	1.2(0.8, 1.9)	0.3417
婚姻問題	662	1.0(0.6, 1.6)	0.9066	271	0.8(0.4, 1.8)	0.5919	391	1.1(0.5, 2.3)	0.7723
側メンタル面	662	0.8(0.4, 1.3)	0.3157	271	0.6(0.3, 1.3)	0.1502	391	0.9(0.4, 2.3)	0.9684
中毒症	662	1.4(0.4, 5.8)	0.5811	271	1.0(0.2, 5.7)	0.9977	391	2.6(0.2, )	0.4018
子望まれない児	649	1.0(0.7, 1.5)	0.8167	269	0.7(0.4, 1.3)	0.2537	380	1.3(0.8, 2.2)	0.2228
ど多胎児	649	1.0(0.5, 1.7)	0.8853	269	1.3(0.5, 3.0)	0.5501	380	0.7(0.3, 1.7)	0.3775
も先天性障害児	649	1.3(0.9, 2.0)	0.1821	269	1.3(0.7, 2.5)	0.4499	380	1.3(0.8, 2.3)	0.2682
側育てにくい	649	0.9(0.6, 1.1)	0.3713	269	1.1(0.6, 1.8)	0.8236	380	0.8(0.5, 1.2)	0.1712
期待はずれの児	649			269			380		

#### 4) 児童虐待の中で最も多いと思われる行為との関係

表6は、対象者が児童虐待で最も多いと思われる行為として身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を取り上げ、それとの関連を性別にオッズ比で表示している。全体では身体的虐待がオッズ比0.7、ネグレクトがオッズ比1.4を示し、いずれも有意な関連性が認められる。性別においてはいずれの項目も有意水準5%に達していないが、身体的虐待は男・女が、ネグレクトは女において有意水準5%に近似している状況にある。

#### 5) 主たる虐待者を認知した経験との関係

表7は、対象者が認知した主たる虐待者として

実父、実母、同居人を取り上げ、それとの関連を性別にオッズ比で表示している。全体では、実母がオッズ比1.9、同居人がオッズ比0.5を示し、いずれも有意な関連性が認められる。性別では、男の実母がオッズ比1.9、同居人がオッズ比0.5を示し、いずれも有意な関連性が認められる。しかし、女においてはいずれの項目も有意水準に達していないため、有意な関連性は認められない状況にある。

#### 6) 虐待の要因が親側及び子ども側にあると思われるものとの関係

表8は、対象者が虐待の要因が親側にあると思われる項目を5つ、子ども側にあると思われる項

表9 虐待が子どもに与える影響との関係

項目	全 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	男 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	女 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)
身体発達問題	663	1.0(0.5, 1.7)	0.8859	276	0.9(0.4, 2.2)	0.7496	387	1.0(0.5, 2.3)	0.9417
知的発達問題	663	0.5(0.2, 1.0)	0.0358	276	0.7(0.3, 2.0)	0.4964	387	0.2(0.0, 0.9)	0.0113
情緒的問題	663	1.1(0.8, 1.6)	0.5685	276	1.0(0.6, 1.6)	0.8745	387	1.3(0.8, 2.1)	0.3049
ストレス障害	663	1.1(0.7, 1.7)	0.6974	276	1.3(0.7, 2.5)	0.4528	387	0.9(0.5, 1.7)	0.8078

表10 虐待の要因が家庭的なものだと思われるものの関係

項目	全 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	男 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	女 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)
経済的困難	662	1.1(0.7, 1.7)	0.6336	274	1.2(0.6, 2.3)	0.5547	388	1.0(0.5, 1.9)	0.9745
夫婦不和	662	0.8(0.6, 1.1)	0.2070	274	0.8(0.5, 1.4)	0.4287	388	0.8(0.5, 1.3)	0.3178
家庭環境	662	0.9(0.6, 1.3)	0.5765	274	0.9(0.5, 1.8)	0.8194	388	0.9(0.6, 1.4)	0.6422
子育て機能の低下	662	1.3(0.9, 1.8)	0.1983	274	1.1(0.6, 2.1)	0.6524	388	1.4(0.8, 2.2)	0.1850

表11 虐待を発見した場合の連絡先との関係

項目	全 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	男 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	女 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)
教育現場	659	1.0(0.6, 1.9)	0.8923	276	1.1(0.4, 3.0)	0.9004	383	1.0(0.5, 2.3)	0.9265
市町村・役場	659	1.5(1.1, 2.1)	0.0095	276	1.9(1.1, 3.2)	0.0174	383	1.4(0.9, 2.1)	0.1548
委員会	659	1.1(0.7, 1.7)	0.8231	276	1.3(0.6, 2.8)	0.4570	383	0.9(0.5, 1.7)	0.7410
公共機関所	659	0.7(0.5, 1.1)	0.0962	276	0.4(0.2, 0.8)	0.0022	383	1.1(0.6, 2.0)	0.6487
児童相談所	659	0.7(0.5, 1.1)	0.1122	276	0.8(0.2, 0.8)	0.4331	383	0.7(0.4, 1.2)	0.1469

目を4つ取り上げ、それとの関連を性別にオッズ比で表示している。いずれにおいても、全項目が男女ともに有意水準5%に達していないことから、関連性は全く認められない状況にある。

#### 7) 虐待が子どもに与える影響因子との関係

表9は、虐待が子どもに与える影響因子として、身体発達問題、知的発達問題、情緒的問題、ストレス障害を取り上げ、それとの関連を性別にオッズ比で表示している。全体では、知的発達問題だけがオッズ比0.5を示し、有意な関連性が認められる。性別では、女の知的発達問題がオッズ比0.2、情緒的問題がオッズ比1.3を示し、いずれも有意な関連性が認められる。しかし、男ではいずれの項目も有意水準5%に達していないことから、関連性はまったく認められていない。

#### 8) 虐待の要因が家庭的なものだと思われるものとの関係

表10は、対象者が虐待の要因が家庭的なものだと思われるものとの関係として経済的困難、夫婦不和、家庭環境、子育て機能の低下を取り上げ、それとの関連を性別にオッズ比で表示している。いずれにおいても、全項目が男女ともに有意水準5%に達していないことから、関連性は全く認められない状況にある。

#### 9) 虐待を発見した場合の連絡先との関係

表11は、対象者が虐待を発見した場合の連絡先として、5つの場所を取り上げ、それとの関連を性別にオッズ比で表示している。全体では、市町村・役場のみがオッズ比1.5を示し、有意な関連性が認められる。一方性別では、男の市町村・役場がオッズ比1.9、公共機関所がオッズ比0.4を示し、いずれも有意な関連性が認められる。しかし女では、いずれも有意水準5%に達していないことから、関連性は全く認められていない。

表12 虐待を発見時の注目点, 判断時の考え方との関係

項目	全 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	男 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	女 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)
加害者の行動	657	0.8(0.5, 1.3)	0.3642	275	1.0(0.5, 2.0)	0.8829	382	0.6(0.3, 1.4)	0.2157
注 親子関係	657	0.9(0.6, 1.2)	0.4409	275	0.7(0.4, 1.1)	0.0990	382	1.1(0.7, 1.7)	0.6846
目 不自然なキズ	657	1.0(0.7, 1.5)	0.9635	275	1.3(0.7, 2.5)	0.3240	382	0.8(0.5, 1.3)	0.3830
点 子どもの表情	657	1.3(0.9, 1.8)	0.1529	275	1.2(0.7, 2.2)	0.4161	382	1.3(0.8, 2.1)	0.2497
子や親の言動	648	0.8(0.5, 1.3)	0.2727	273	0.5(0.2, 1.1)	0.0674	375	1.1(0.5, 2.2)	0.8571
判 親の意図	648	1.3(1.0, 1.8)	0.0763	273	1.4(0.8, 2.3)	0.2237	375	1.3(0.9, 2.0)	0.1748
断 子どもにとって 有害でないか	648	0.9(0.6, 1.2)	0.3255	273	1.0(0.6, 1.7)	0.8612	375	0.7(0.5, 1.1)	0.1435
親の意図・子供 にも害でないか									

表13 虐待情報の発信者との関係

項目	全 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	男 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	女 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)
家族	610	1.2(0.6, 2.3)	0.6022	261	1.8(0.7, 4.7)	0.177	349	0.7(0.2, 1.9)	0.4118
同居人	610	1.4(0.6, 3.2)	0.4387	261	1.5(0.5, 4.6)	0.452	349	1.2(0.3, 5.0)	0.8182
隣人	610	0.9(0.6, 1.2)	0.3964	261	0.8(0.5, 1.3)	0.347	349	0.9(0.5, 1.5)	0.7208
P T A ・ 学校	609	1.1(0.8, 1.5)	0.5832	261	0.8(0.5, 1.4)	0.437	348	1.4(0.9, 2.2)	0.1379

表14 虐待防止ネットワークに関連する事項や虐待状況への対応事項との関連

項目	全 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	男 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	女 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)
関 配置について認知	653	2.5(1.7, 3.6)	0.0000	271	2.4(1.3, 4.3)	0.002	382	2.6(1.5, 4.4)	0.0002
連 関係機関等との	657	5.1(3.5, 7.3)	0.0000	274	5.1(2.8, 9.1)	0.000	382	5.0(3.1, 8.2)	0.0000
事 連携経験	658	5.6(3.7, 8.6)	0.0000	274	6.4(3.4, 12.3)	0.000	384	5.1(2.9, 9.0)	0.0000
項 会議への参加	651	1.1(0.8, 1.5)	0.7399	271	0.9(0.5, 1.5)	0.7128	380	1.2(0.7, 1.9)	0.5379
対 調査・情報収集	651	0.9(0.6, 1.4)	0.7177	271	1.3(0.5, 3.2)	0.5233	380	0.8(0.5, 1.4)	0.4936
事 家族への子育て	651	1.2(0.7, 1.9)	0.4591	271	1.2(0.6, 2.6)	0.6101	380	1.2(0.6, 2.2)	0.5911
項 支援	651	1.0(0.7, 1.4)	0.8532	271	1.1(0.6, 1.9)	0.8256	380	0.9(0.6, 1.4)	0.7457
再発防止のための									
監視									
防止の啓発活動									

## 10) 虐待発見時の注目点及び判断との関係

表12は, 対象者が虐待発見時の注目点として項目を4つ, 判断時の考え方としての項目を3つ取り上げ, それとの関連を性別にオッズ比で表示している。いずれにおいても, 全項目男女ともに有意水準5%に達していないことから, 関連性は全く認められない状況である。

## 11) 虐待情報の発信者との関係

表13は, 虐待の情報の発信者として, 家族, 同

居人, 隣人, PTA・学校を取り上げ, それとの関連を性別にオッズ比で表示している。いずれにおいても, 全項目が男女共に有意水準5%に達していないことから, 関連性は全く認められない状況にある。

## 12) 虐待防止ネットワークに関する事項や虐待状況への対応事項との関連

表14は, 虐待防止ネットワークに関連する事項として3項目, 虐待状況への対応として4項目を

表15 活動中事例に遭遇した経験, 対応で苦慮した内容との関係

項目	全 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	男 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	女 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)
防止活動の中で事例に遭遇した経験	638	3.7(1.7, 8.3)	0.0003	268	6.0(1.7, 26.2)	0.0014	370	2.5(0.9, 7.2)	0.0547
プライバシーにどこまで関われるか	556	1.5(1.1, 2.2)	0.0172	240	1.6(0.9, 2.8)	0.0631	316	1.4(0.9, 2.3)	0.1191
ケースの検討・関係者との共通認識・対処	558	0.6(0.4, 0.8)	0.0009	241	0.5(0.3, 0.9)	0.0178	317	0.6(0.3, 0.9)	0.0172
機関との関係	558	1.6(0.8, 3.2)	0.1289	241	1.5(0.6, 4.4)	0.3544	317	1.7(0.7, 4.4)	0.2277

表16 個人的及び所属機関での具体的対応項目との関係

項目	全 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	男 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	女 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)
個人 児童の安全確認	535	1.0(0.7, 1.5)	0.9668	240	1.2(0.6, 2.0)	0.611	295	0.9(0.5, 1.5)	0.6896
個人 虐待状況や家庭的環境の調査	534	1.3(0.9, 2.0)	0.1259	239	1.0(0.6, 1.9)	0.887	295	1.6(1.0, 2.8)	0.0550
個人 対応 保護・指導・措置	535	1.4(0.8, 2.4)	0.1743	240	1.4(0.7, 2.8)	0.304	295	1.4(0.6, 3.2)	0.3840
個人 対応 その他	535	0.4(0.2, 0.7)	0.0002	240	0.4(0.1, 0.9)	0.015	295	0.4(0.2, 0.8)	0.0057
機関 児童の安全確認	523	1.0(0.7, 1.4)	0.9064	236	0.7(0.4, 1.2)	0.1787	287	1.3(0.8, 2.3)	0.2824
機関 虐待状況や家庭的環境の調査	523	1.8(1.2, 2.6)	0.0003	236	1.7(0.9, 3.0)	0.0604	287	1.8(1.1, 3.1)	0.0195
機関 対応 保護・指導・措置	523	1.7(1.0, 3.1)	0.0808	236	1.7(0.6, 4.7)	0.2513	287	1.7(0.7, 3.8)	0.1833
機関 対応 その他	522	0.3(0.2, 0.4)	0.0000	235	0.5(0.2, 1.1)	0.0480	287	0.2(0.1, 0.4)	0.0000

取り上げ, それらとの関連を性別にオッズ比で表示している。虐待防止ネットワーク関連では, その配置への認知, 関係機関との連携, 会議への参加が, 全体, 性別いずれにおいても, 有意な関連性が認められる。また, それらのオッズ比は全体が2.5~5.6を示し, 性別では男が2.4~6.4, 女が2.6~5.1を示し, 全体及び性別のいずれにおいても虐待防止ネットワーク会議への参加が最も高いオッズ比を示している。

一方, 虐待状況への対応事項である調査・情報収集, 家族への子育て支援, 再発防止のための監視, 防止の啓発活動のいずれにおいても有意な関連性は認められていない状況にある。

### 13) 虐待防止活動中事例に遭遇した経験及びその対応で苦慮した内容との関係

表15は, 虐待防止活動中事例 (・個人情報保護を理由に, 情報提供を断られた ・ケース検討会に参加依頼をしないと必要ないと断られた 等) に

遭遇した経験の有無, 対応で苦慮した内容として3つの項目を取り上げ, それとの関連を性別にオッズ比で表示している。虐待防止活動中事例に遭遇した経験との関係においては, 全体のオッズ比3.7, 男がオッズ比6.0を示し, 有意な関連性が認められる。

対応で苦慮した内容では, 全体の「プライバシーにどこまで関われるか」がオッズ比1.5, 「ケースの検討・関係者との共通認識・対処」がオッズ比0.6を示し, 有意な関連性が認められる。また, 「ケースの検討・関係者との共通認識・対処」が男女とも有意水準5%に達しており, 有意な関連性が認められる。

### 14) 個人的及び所属機関での具体的対応項目との関係

表16は, 個人的及び所属機関での具体的対応項目として, 共通の5項目を取り上げ, それとの関連を性別にオッズ比で表示している。個人的対応

表17 虐待防止強化の賛否及びその防止に関する説明会や研修の参加の有無との関係

項目	全 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	男 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)	女 n	オッズ比 (95%CL)	p (確率)
予防において 強化すべき	627	0.8(0.6, 1.2)	0.2857	262	0.9(0.6, 1.6)	0.8135	365	0.8(0.5, 1.2)	0.2638
予防に関する説 明や研修の有無	630	7.7(4.9, 12.1)	0.0000	255	6.2(3.1, 12.5)	0.0000	375	9.1(4.9, 17.0)	0.0000

では、全体、性別に共通して「その他」のみが有意水準5%に達しており、有意な関連性が認められる。

所属機関での対応では、全体の「虐待状況や家庭環境の調査」のみがオッズ比1.8を示し、有意な関連性が認められる。また女性においては、オッズ比1.8を示しており、いずれも有意水準に達している。しかし「その他」は、低いオッズ比であるが、全体及び男女ともに有意水準に達している。

#### 15) 虐待防止強化の賛否及びその防止に関する説明会や研修の参加の有無との関係

表17は、虐待防止強化の賛否、及びその防止に関する説明会や研修の参加の有無による、それとの関連を性別にオッズ比で表示している。虐待防止の強化の賛否では、全体および男女ともに、有意水準5%に達していないことから、関連性は全く認められない状況にある。また、防止に関する説明会や研修の参加の有無では、全体がオッズ比7.7、男がオッズ比6.2、女がオッズ比9.1を示し、いずれも有意水準5%に達していることから、有意な関連性が認められる。

## IV. 考察

今日の児童虐待には身体的、性的、ネグレクト、心理的などがある。そこで本研究は、熊本県人吉地域における児童委員・民生委員・学校関係者などの関係者を対象に留置法による質問調査を行い、児童虐待に対する影響要因から地域組織的住民が児童虐待予防活動において何を望んでいるかについての検討を試みた。

### (1) 所属機関や有資格との関係

調査対象者は、1市4町5村における民生・児童委員や学校関係者などの男283名、女403名の合計686名であり、保育士や公共機関従事者を含んでいる。所属機関別では学校関係者が半数以上を占め、民生・児童委員は男が多く、男女とも30歳台から50歳台に集中する状況がみられた。また、地域別では最も大きな人口を有する人吉市が約3割を占め、相対的に各市町村の人口規模に比例する状況であったことから、本研究結果は、当該地域を代表している可能性が高いものと考えられる。

児童虐待の経験と所属機関との関係においては、男の「民生・児童委員会」がオッズ比0.4及び「学校関係」のオッズ比が2.1の有意な関係を示したが、女には有意な関連性は認められなかった。有資格との関係においては、男の「民生・児童委員」がオッズ比0.5、「学校関係者」がオッズ比1.7を示し、女の「民生・児童委員」がオッズ比1.8、「公共機関」がオッズ比0.5の有意な関係を示した。所属機関及び有資格では、男女いずれにおいても民生・児童委員及び学校関係が有意な関連を示したが、中でも学校関係はいずれにおいても他の関係者よりも高い割合を示している。このことから、学校関係における教員及び教育委員会等は、児童虐待の経験に対して、大きく関わっている<sup>1)</sup>と考えられる。

### (2) 児童虐待防止法の一部改正認識との関係

児童虐待の経験と児童虐待防止法の一部改正認識との関係では、男女共に「ネグレクトに虐待放置が追加」及び「心理的虐待に間接的虐待が追加」が有意な関連性を示した。これは、調査を実施している都道府県・市町村は、児童虐待に対する活動が活発な地域である<sup>2)</sup>とも考えられる。オッズ

比による比較では、「ネグレクトに虐待放置が追加」は男がオッズ比2.3, 女がオッズ比4.0であり, 「心理的虐待に間接的虐待が追加」では男がオッズ比1.7, 女がオッズ比2.6を示し, 女の方が男よりも児童虐待防止法の一部改正認識との関連が強かった。所属機関及び有資格では男が児童虐待に大きく関係しているのに対し, 男の児童虐待防止法の一部改正があまり認知されていない可能性が高いことから, 男に多い民生・児童委員等への児童虐待防止法に関する講習会などを介してもっと認知させることが必要と考えられる。

### (3) 最頻虐待行為及び主たる虐待者に対する認識との関係

児童虐待の経験と最頻虐待行為との関係では, 身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待といった児童虐待とされる行為を挙げたにもかかわらず, 男女ともに有意な関連性を認めなかった。最頻虐待行為は, 地域及び関連文献等によって異なるが, 納谷<sup>1)</sup>は身体的虐待, ネグレクト, 性的虐待の順であると述べている。一方鈴宮<sup>4)</sup>はネグレクト, 身体的虐待, 心理的虐待の順であると述べていることから, 本研究で児童虐待行為の有意な関連が認められなかったことは, 本研究対象地域では別の虐待行為があるとも考えられる。また対象地域の虐待行為が解明されていないためか, 今後は虐待行為を明確にする必要があると考えられる。

一方, 児童虐待の経験と主たる虐待者に対する認識との関係では, 男の「実母」がオッズ比1.9, 「同居人」がオッズ比0.5を示し, 有意な関連性を認めたが, 女には有意な関連性は認められなかった。男は育児等児童に直接関わっていないため, 第三者の視点から虐待を発見できることから, 前述のような結果が出たのだと考えられる。一方の女は, 育児等児童に直接関わるため, そこでのストレス等が無意識のうちに虐待行為に発展してしまうのではないかと考えられる<sup>3)4)</sup>。このことから, 実母が虐待を行わないようにソフト面, ハード面の2面からケアする状況を作っていく必要が

あると考えられる。

### (4) 虐待の原因に対する認識との関係

虐待の要因は周産期の要因(望まぬ妊娠・未熟児・乳幼児の発達の遅れなど), 養育状況の要因(育児能力の問題など), 親の要因(性格問題など), 家族形態・生活状況(経済不安・夫婦不和など)に分けられ, これらの要因が重なった時に, 虐待が起こるとされている。<sup>5)6)</sup>しかし, 本研究の児童虐待の経験と虐待の原因について親側, 子ども側, 家庭環境の3観点から関係を検討したが, 親側及び子ども側の原因は男女いずれにおいても有意な関連性は認められなかった。また, 家庭環境においても, 有意な関連性は認められなかった。対象地域の虐待の原因は, 前述のような人的及び環境的原因で行われているものではなく, 別の原因で行われているとも考えられる。このことから, 虐待を予防していくためにも, 要因の追求, 把握及び分類化が必要と考えられる。

### (5) 被虐待児の健康問題に対する認識との関係

虐待の経験と被虐待児の健康問題に対する認識との関係は, 佐藤<sup>7)</sup>の報告にみられるように医療・保健・福祉機関で大きく問題視している。本研究で虐待が発見された時点での症状は, 行動情緒の問題, 外傷, 知的発達の遅れ, 発育障害の順でみられた。医療機関では他の機関に比べて外傷, 発育障害等の身体症状の占める割合が高く, 逆に行動情緒の問題, 知的発達の遅れの占める割合は少ない。鈴宮の報告<sup>4)</sup>によると, 保健所は知的発達の遅れ, 行動情緒の問題, 外傷, 発育障害の順に多かった。本研究では, 女の「知的発達問題」がオッズ比0.2と有意な関係を示し, 男には有意な関連性を認めなかった。女性は, 保育士が多いことから, 子どもの成長を妨げる問題に対して敏感にとらえているものと考えられる。本研究では, 当該地域が実際にどのような影響を児童に与えているのが明確になっていないことと, 児童の成長過程でどのような問題が発生してくるのが解明されてない。したがって, こちらについては今後の検討課題とされるところである。

## (6) 発生時における連絡先・注目点・発信者との関係

児童虐待経験の有無と発生時における連絡先との関係では、男の「市町村役場」がオッズ比1.9、「公共機関」がオッズ比0.4の有意な関連性を示したが、女では有意な関連性は認められなかった。男における有意な関連性は、民生・児童委員及び学校関係に多く所属しているため、連絡先が自分の所属先ではなく、地域住民に密着した市町村役場に連絡することが多いと考えられる。このことから、市町村役場では児童虐待における連絡網として連携を強化し、組織を拡大していく必要があると考えられる。また、具体案はないものの、女が連絡しやすい機関を設けることも必要ではないかと考えられる。他にも、児童虐待に一番敏感である児童相談所に有意な関連性が認められなかったことから、本調査対象者においては、連絡網の周知が充分でない状態にあった<sup>8)9)10)</sup>ことが推察され、今後は組織の強化、並びに連絡網周知化が必要であると考えられる。

一方、児童虐待の経験と発見時の注目点及び情報の発信者との関係では、男女いずれにおいても、有意な関連性は認められなかった。発見時の注目点が認知されていないということは、発見者が虐待行為を判断しかねないのだと思われる。したがって、虐待の判断についての専門家による講演及び互いの呼びかけ等を行うことによって、虐待の早期発見に繋がる可能性が考えられる。仮に発信者が、前述と同様虐待を判断しかねない場合は、発信者として成り立たないことが考えられる。また、虐待を発見し連絡した場合でも、プライバシーによる発信者の保護が行われる必要があると考えられる。

## (7) 防止ネットワークに関連する認知・経験・会議・対応などとの関係

児童虐待と防止ネットワークに関連する事項は、いずれにおいても男女共に有意な関係を示した。認知・経験・会議のオッズ比は2.4~6.4であり、男女の差異はない。このことから対象地域住民は、

虐待防止ネットワークの必要性を示唆していると思われる。一方の対応事項には、いずれにおいても男女共に有意な関連性が認められなかった。このことは、防止ネットワークで、虐待に適した対応がとられていないものと考えられる。

## (8) 事例に対する苦慮などとの関係

児童虐待と事例との遭遇関係は、男がオッズ比6.0で有意な関係を示したが、女は有意な関連性は認められなかった。男は、民生・児童委員及び学校関係に多く所属しており、児童虐待との関係としても大きく関わった可能性が高いことから、児童虐待の事例に遭遇しやすい環境であったと考えられる。苦慮した点では、男の「プライバシーにどこまで関われるか」がオッズ比1.6、「関係者との共通認識」が0.5を示し、一方の女も「関係者との共通認識」でオッズ比0.6と有意な関係を示した。男の「プライバシーにどこまで関われるか」という項目は、他の項目よりも高い割合を占め、虐待者及び虐待児に対して踏み込めないでいる様子が窺える。金山<sup>6)</sup>が報告しているように「虐待が疑われる場合でも、保護者との関係やプライバシーの侵害が心配なので、慎重に対応した方がよいと思う」と回答したものが9割もいたことから、事例に対する苦慮にはプライバシー関連の苦慮が大きく影響している可能性が考えられ、虐待者に対してどのような態度で接していくべきか、また関連機関がどれだけ共通認識を持ってバックアップしていくかによって、具体的な虐待の対処法が案出できるものと推察される。

また、虐待に対する個人的対処と社会的対処として、本研究結果はいずれにおいても男女共に「その他」が有意な関係を示した。「その他」に含まれる主な内容は不明である。特に個人的対処の「その他」は内容が未開拓であるために、更なる詳細な調査の必要性が指摘される。所属機関の対応は地域によって異なっているが、福祉施設及び医療施設等の他、児童虐待に対して関心を持つ団体によっては、例えば保育施設では「子どもの安心感を育む」、「養育者の育児の相談に乗る」、「子

どもの保育」, 「子どもの発育経過の観察」, 「子どもの虐待の観察」が役割として挙げられる。福祉施設では「虐待事例に関わる関係諸機関の連絡・調整」, 医療機関では「虐待事例に関わる関係諸機関の連絡・調整」, 「子どもの虐待の観察」, 保健施設では「子どもの虐待の発育経過の観察」, 「子どもの虐待の観察」が挙げられると思われる。他には, 親と子の信頼関係の構築, 子どもの成長・発達の促進, 関係機関との連携, 育児サークルの支援, 子育てサポートの紹介などが挙げられる。本研究で挙げた項目と近似している内容もあるが, 地域に合致した支援活動をしていくためには, 対処事項の研究, 内容の濃厚化及び機関の強化を行う必要があると考えた。

防止での強化点と説明会への参加は, 強化点に男女が共に有意な関連性を認めなかったが, 説明会への参加には男のオッズ比6.2, 女のオッズ比9.1と, 高い割合で有意な関係を示している。本対象者は民生・児童委員, 学校関係者及び保育士等児童に関係した所属機関が多いことから, 児童虐待防止活動に高い関心を示している状況にあった。本地域での今後は, 児童虐待件数を減少させるために児童虐待に対する事例・知識等を更に深めていく対策の必要性があると考えられる。

## V. 結論

本研究は, 熊本県人吉保健所が管轄する地域在住の民生・児童委員や学校関係者を対象に, 児童虐待に関連する質問調査を実施し, その調査票の統計的解析結果に基づいて, 今後の児童虐待予防に対して, 組織住民がどのような必要性を望んでいるかについての検討を試みたものである。

調査対象者は, 男女合わせて686名であり, 地区別人口にほぼ比例した分散状況であった。質問票は, 児童虐待に遭遇した経験に対してどのような属性や虐待に対する認知, 対処法などが関係するかについてクロス解析を行った。その結果, 次のような結論が得られた。

- 1) 本対象者は, 年齢が30歳台から50歳台に集中し, 女は男のほぼ2倍弱であった。
- 2) 児童虐待に遭遇した経験は, 男が学校関係, 女が民生・児童委員に有意な強い関連性を認めた。
- 3) 児童虐待防止法の一部改正に対する認知との関係は, 男女とも強い関連性を認め, そのオッズ比は1.7から4.0を示した。
- 4) 児童虐待の要因に対する認知は, 有意な関連性を認めなかったが, 虐待による子どもへの影響に対する認知では女が知的発達だけに有意な関連性を認めた。
- 5) 児童虐待の要因とされる経済性, 夫婦不和などの環境に対しては, 男女とも有意な関連性を認めなかったが, 連絡先に対しては男が市町村役場や公共機関で有意な関連性が認められた。
- 6) 児童虐待の発見時の注目点や情報の発信者に対しては, 有意な関連性は認められなかったが, 児童虐待防止ネットワークに関連する配置, 連携, 会議への参加は極めて強い有意な関連性が認められ, そのオッズ比は男女とも2.4から6.4を示した。
- 7) 事例への遭遇に対する苦慮においては, 男女がプライバシー問題, 共通認識問題に有意な関連性が認められ, そのオッズ比は0.5から1.6を示した。
- 8) 児童虐待に対する個人的あるいは機能的対応に対しては, 女が家庭環境調査, 男女がその他で有意な関連性を認めた。しかし, その他については詳細が不明であり, 検討不能であった。
- 9) 児童虐待防止方法における強化点は, 男女とも有意な関連性を認めなかったが, 説明会の開催に対しては極めて強い有意な関連性を認め, そのオッズ比は男6.2, 女9.1を示した。

以上の結果から, 当地域における今後の虐待予防には, 学校関係者をはじめ, 地域に密着した民

生委員や児童委員に対して児童虐待の現状や予防、事例に対する対処法やプライバシーの保護などに対する頻繁な講演会、研修の開催が必要であると考えられる。また、児童虐待の発生に対する連絡先としての市町村役場の役割の重要性から、特設された施設の設置やネットワークの構築が極めて必要な状況にあるとの結論を得た。

## VI. 謝辞

本研究をすすめるにあたり、本調査にご協力戴きました地域住民をはじめ、本研究の主体をお努め戴いた熊本県球磨郡地域振興局・保健福祉環境部、人吉保健所、熊本県球磨福祉事務所の関係諸氏に深謝申し上げます。

## VII. 文献

- 1) 納谷保子, 小林美智子, 藪内百治: 被虐待児のケアに関する調査報告 - 医療・保健・福祉機関別に児童虐待の状況 (大阪府の医療・保健・福祉の合同調査から) -, 小児科臨床 44巻 167-173 (1991年)
- 2) 坂間伊津美, 山崎喜比古, 川田智恵子: 育児ストレスの規定要因に関する研究, 日本公衛誌 46巻4号 250-261 (1999年)
- 3) 横山美江: 単胎児家庭の比較からみた双子における育児問題の分析, 日本公衛生誌, 第49巻第3号, 299-261 (1999年)
- 4) 鈴宮寛子, 松崎佳子, 坂本雅子, 藤林武史: 地域住民等の児童虐待問題に対する意識と現状調査 - 子どもの虐待とネグレクト -, 8巻1号 125-129 (2006年)
- 5) 松田茂樹: 育児不安が出産意欲に与える影響, 人口学研究第40号 51-63 (2007年)
- 6) 金山美和子: 子どもの虐待防止に関する保育者の意識, 上田女子短期大学紀要 26 33-41
- 7) 佐藤厚子, 北宮千秋, 李相潤, 面澤和子: 保健師, 助産師による新生児訪問指導事業の評価, 日本公衛誌 第52巻 4号 328-337 (2005年)
- 8) 片岡弥恵子, 八重ゆかり, 江藤宏美, 堀内成子: 妊娠期におけるドメスティック・バイオレンス, 日本公衛誌 52巻 2号 785-795 (2005年)
- 9) 山本寛子, 神尾有佳, 小窪和博, 稲葉静代, 藤原奈緒子: 健康危機に対応した保健所等組織統合のあり方についての研究, 日本公衛誌 51巻 5号 371-376 (2004年)
- 10) 杉浦裕子, 武村真治, 大井田隆, 岩永俊博: 全国の都道府県保健所・市町村における健康危機管理機能への対応状況とその関連要因, 日本公衛誌 51巻 2号 (2004年)



2. 児童虐待のケースにかかわった経験についてお尋ねします。

下記から1つだけ選んで下さい。

- 児童虐待の事例に直接かかわった。
- ネットワーク会議や事例検討会などで事例について検討した。
- 研修会でモデル事例について検討した。
- なし
- その他 ( )

3. 児童虐待防止法が平成16年4月に一部改正されましたが、その内容について、お尋ねします。

- 1) 保護者がその監護する児童に対して行う、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト（養育の怠慢・拒否）・心理的虐待の4種の行為を児童虐待とされていましたが、保護者以外の同居人による児童虐待を保護者が見て見ぬふりをするということについても、ネグレクトとして追加されたことをご存じですか？

はい                      いいえ

- 2) 児童虐待とは、上記1)の4種とされていましたが、児童の目の前で家庭内暴力(DV)が行われる等、児童への被害が間接的なものについても心理的虐待に追加されたことをご存じでしょうか。

はい                      いいえ

- 3) 「児童虐待を受けた児童を発見した者は、通告をしなければならない」とされていましたが、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合」まで、通告義務が拡大されたことについてご存じですか？

はい                      いいえ

4. 児童虐待の実態についてお尋ねします。

各問いについて、一つだけ選んで にその番号を入れて下さい。

- 1) 児童虐待の中で最も多いのは、どれだと思われますか。

身体的              性的              ネグレクト（養育の怠慢・拒否）  
心理的              わからない

- 2) 主たる虐待者で、最も多いのは誰だと思いますか。

実父      実母      義父      義母      姉      兄  
妹      弟      祖父      祖母      同居人      その他

- 3) 親による虐待の中で、親自身が要因と思われるのはどれが最も多いと思いますか。

望まない妊娠・出産      育児不安・負担      未婚  
親の虐待を受けた経験      配偶者との死別・離別      配偶者の不倫  
妊産婦健診の未受診      有病      アルコール中毒  
薬物中毒      誤った育児信念      社会的孤立  
経済的困窮      その他 (                      )

- 4) 虐待を受ける子ども側の要因で最も多いのはどれだと思いますか。

望まれないで生まれた児      多胎児      低出生体重児  
先天異常      精神発達遅延      家庭外養育後  
親の期待と異なる (例: 親にとっていい子であるか)  
育てにくい子      その他 (                      )

- 5) 虐待が子どもに与える影響で、最も気になる影響はどれだと思いますか？

身体発育の問題 (身体の障害, 発育の遅れ, 発育不良)  
知的発達の問題 (知的発達の遅れ, 知的障害, 学習障害)  
情緒問題 (自尊心が低い, 感情コントロールの混乱, 虐待関係を引き起こすよ  
うな対人関係の混乱)  
心的外傷後ストレス障害  
その他 (                      )

- 6) 虐待を受ける子どもの中で、家庭的な要因で最も多いのはどれだと思いますか。

多い児・病人を抱えている      夫婦不和      孤立家庭  
ひとり親家庭      経済的不安定      未入籍  
子育てサポート (祖母) がいない      子育て機能の低下  
育児情報の      その他 (                      )

5. 児童虐待の対応についてお尋ねします。

各問いについて、一つだけ選んで にその番号を入れて下さい。

1) 児童虐待を発見したら (疑わしい場合も含む), どこに連絡しますか?

学校 市町村役場 保育所・幼稚園 人権擁護委員  
民生・児童委員 警察 県・市福祉事務所  
児童相談所 保健所 その他 ( )

2) 子どもの虐待 (疑わしい場合も含む) を発見するために, 最も注目すべき点は, 何だ  
と思いますか?

加害者の虐待そのものの行為 不自然なキズ  
子どもらしさが失われた表情 気になる子どもや親の言動  
理解を超えた “ おかしな説明 ” 親子関係の不自然さ  
その他 ( )

3) 虐待であるかどうかを判断する時の考え方について, 大切なことは何だと思いますか?

虐待であるかどうかについて, その行為を親の意図 (しつけ・かわいい・  
嫌いなど) で判断する。  
虐待であるかどうかについて, 子どもにとって有害かどうかで判断する。  
, のどちらも参考にする。 どちらも参考にしない。  
その他 ( )

4) あなたが最初に得た子ども虐待の情報は, 誰からの情報が最も多いと思われますか。

実父 実母 義父 義母 姉 妹  
兄 弟 祖父 祖母 隣人 親戚  
保育所・学校関係者 P T A その他 ( )

6. 児童虐待防止ネットワークは, 児童虐待防止という共通の目的を達成するため, 情報や認識の共有化  
を図り, 援助の方向性を考え実施するための連携の基盤です。

各問いについての回答を にご記入下さい。

1) 各市町村に子ども虐待防止ネットワークが設置されているのをご存じですか?

はい いいえ

2) 関係機関等と連携 (つながりあうこと) の経験がありますか?

ある ない



ます。

各問いについて、一つだけ選んで にその番号を入れて下さい。

1) 個人的に対応された子ども虐待の件で、最も多い対処はどのような方法ですか。

- 速やかな児童の安全確認
- 虐待の状況や家庭環境などについて調査
- 緊急保護の要否確認
- 必要に応じて一時保護所への保護
- 必要に応じた在宅指導
- 必要に応じて裁判所の承認後、施設入所措置
- 親権喪失請求
- その他 ( )

2) あなたが所属する機関での子ども虐待の件で、最も多い対処はどれですか。

- 速やかな児童の安全確認
- 虐待の状況や家庭環境などについて調査
- 緊急保護の要否確認
- 必要に応じて一時保護所への保護
- 必要に応じた在宅指導
- 必要に応じて裁判所の承認後、施設入所措置
- 親権喪失請求
- その他 ( )

3) 児童虐待防止において、あなたが考える最も強化すべきことは、どれですか。

- 子育て支援
- 一時保護支援
- 幼児健診活動に心理相談員・保育士の配置
- 周産期の訪問活動
- 周産期医療施設との連携強化
- 育児支援家庭訪問事業の創設
- 自治体の子育て行動計画策定
- 中・高生の乳幼児ふれあい体験活動の推進
- 児童相談所の体制強化
- 市町村など関係職員の資質の向上
- 児童相談所職員の資質の向上
- 市町村など関係職員の資質の向上

4) これまで、子ども虐待防止に関する説明や研修を受けたことがありますか？

はい

いいえ

以上で終わりです。

ご多用中のなか、御協力ありがとうございました。